

～鳥羽市防災訓練を実施しました～ (一斉津波避難訓練参加者は1,633人でした)

市では、10月29日にシェイクアウト訓練、一斉津波避難訓練、防災講演会を実施しました。一斉津波避難訓練の参加者には、子どもからご高齢のかたをはじめ、非常用力バンを持って避難するかた、ヘルメットを被って避難するかた、観光客のかたなどがおり、「参加してよかった」「思ったより早く避難できた」という声がありました。一方で、参加者が少ない地区もあり、防災意識が低下しているのではないかという声もありました。



シェイクアウト訓練の様子

午後に実施した防災講演会では、約50人の参加者が熱心に講師の話を聞いていました。講演会の様子は、市公式YouTubeにてご覧いただけます。

今後も一人一人が「**自分の命は自分で守る**」という意識と行動で、市全体で防災意識を向上していきましょう。



桃取町自主防災訓練の様子



一斉津波避難訓練の様子



防災講演会の様子

一人一人が備えてこ！
防災力UP！鳥羽

総務課防災危機管理室 ☎ (25) 1118

vol.114

消費者トラブルにご用心! vol.46

消費生活相談

受付時間：平日（祝日を除く）
午前9時～正午、午後1時～4時

場所：伊勢市岩淵1丁目7番29号
(伊勢市役所本庁東館3階)

伊勢市消費生活センター ☎ 0596 (21) 5717
農水商工課商工労政係 ☎ (25) 1156

身に覚えのない荷物が送られてきた！

【事例①】インターネット通販会社から自分宛てに代引きで荷物が届いた。不在にしていたので、代わりに家族が代金を支払い、荷物を受け取った。送り主は自分の名前になっており、開封すると全く注文した覚えのないライターだった。支払った代金を返金してほしい。

【事例②】送り主不明の小包が自宅のポストに投函されていた。開封してしまつたため、配達業者では受取拒否できないと言われた。代金は支払っていないし、クレジットカードへの請求もない。外国から送られてきたようだが、届いた商品をどう扱えばよいか。

●身に覚えがない荷物が届いたときの対処法！

特定商取引法の改正により、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になり

①身に覚えのない商品が届いたら、受け取らない。受け取るべきか判断できないときは、配達業者にいったん持ち帰ってもらい家族に確認をする。

②受け取った後で注文していない商品だと分かった場合、請求書が入っていても支払わない。また、後日クレジットカードの明細書の確認をする。

③商品が代引きで届いて、支払ってしまった場合は、早急に販売元・発送元に連絡。

④海外から届いた商品は、商品の内容によって関税法上の問題となる可能性があるのので、容易に返送しない。

⑤家族と普段から情報共有する。通信販売などを利用したときは、代引きの支払いも含め必ず家族へ伝え、誰が注文したのか分からない荷物は受け取らないなど、家族間のルールを決めておく。

身に覚えのない商品が届いた場合は、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。